



平成30年7月豪雨災害被災者の「健康調査」について

被災者の健康状態を把握することで必要な支援につなげるとともに、今後の支援体制整備の基礎資料とするため、次のとおり県と連携し、健康調査を実施します。

1 実施主体

広島県及び共同実施に同意した市町

2 対象

災害救助法が適用された15市町（支援対象の被災者世帯）

県全体：約9,000世帯

呉市：約880世帯

地域支え合いセンター	約280世帯
(仮設住宅・みなし仮設住宅・公営住宅入居者)	
保健センター	約600世帯
(半壊以上の在宅被災者)	

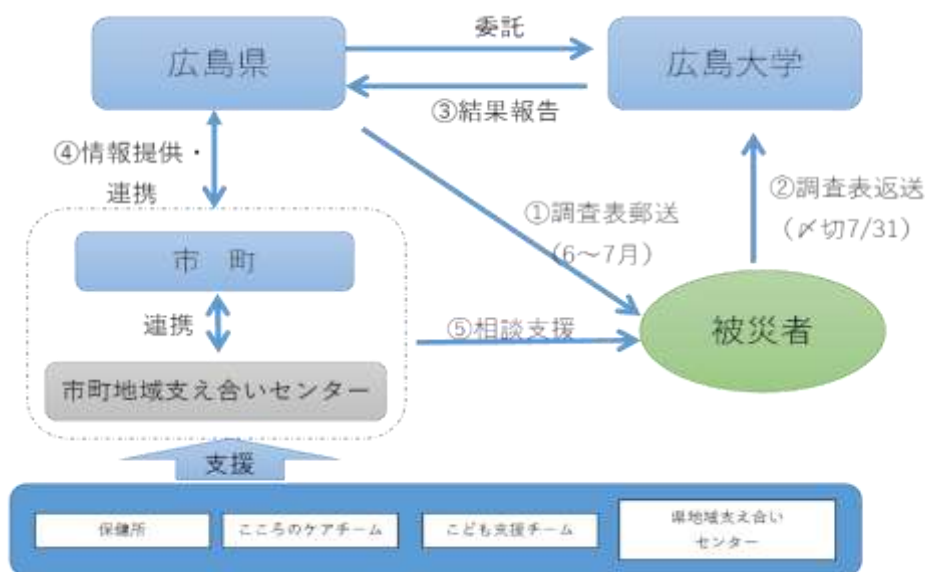
3 調査方法

県から、対象世帯宛てに調査票及び返信用封筒を郵送。

回収・分析した調査票を広島大学が集計分析し、市町に情報提供する。

4 調査後の支援体制

調査票の内容から、要確認者（高度メンタルヘルスリスク者、自由記載欄に切迫した記載がある者）と判断される場合は、市が訪問等により確認を行い、必要に応じて広島こころのケアチーム等と連携して支援を行う。



5 スケジュール（予定）

調査票発送・回収 7月

県→市へ情報提供 9月中旬～下旬（※緊急対応を要す場合は、10日以内に連絡）

分析結果の提供 10月